



つくばみらい市都市農村交流施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年9月28日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第31号

つくばみらい市都市農村交流施設条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市農村交流施設条例（平成20年つくばみらい市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条第2項中「第6条まで及び第8条から第11条」を「前条」に改め、同条を第10条とする。

第13条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

第15条を削り、第16条を第13条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。